

令和7年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会
市民厚生分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年9月16日（火） 午前11時34分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 渡 辺 昌 君 | 2 番 | 長谷川 孝 君 |
| 3 番 | 川 村 敏 晴 君 | 4 番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 5 番 | 山 田 勉 君 | 6 番 | 上 村 正 朗 君 |
| 7 番 | 鈴 木 一 之 君 | | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
- | | | |
|---------------|------|-----------|
| 一般会計予算決算常任委員会 | 委員長 | 大 滝 国 吉 君 |
| 一般会計予算決算常任委員会 | 副委員長 | 高 田 晃 君 |
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|------------|-----------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 税 務 課 長 | 永 田 満 君 |
| 同課収納対策室長 | 石 田 百合子 君 |
| 同課収納対策室副参事 | 本 間 大 輔 君 |
| 同課市民税室長 | 鈴 木 孝 志 君 |
| 同課市民税室係長 | 川 内 健 二 君 |
| 同課資産税室長 | 小 林 精 司 君 |
| 同課資産税室係長 | 南 雲 なほみ 君 |
| 市 民 課 長 | 小 川 一 幸 君 |
| 同課生活人権室長 | 浅 野 宏 君 |
| 同課生活人権室副参事 | 本 間 武 志 君 |
| 同課自治振興室長 | 石 田 浩 二 君 |
| 同課自治振興室係長 | 佐 藤 真 和 君 |
| 同課自治振興室主査 | 小 池 祐 一 君 |
| 同課市民年金室長 | 鈴 木 恵 美 君 |
| 同課市民年金室係長 | 石 嶋 恭 子 君 |
| 同課市民年金室係長 | 津 野 千鶴子 君 |
| 環 境 課 長 | 大 滝 誓 生 君 |
| 同 課 参 事 | 立 花 強 君 |
| 同課生活環境室長 | 宮 村 勉 君 |
| 同課生活環境室係長 | 中 山 幸 代 君 |
| 同課環境政策室長 | 本 間 陽 子 君 |
| 同課環境政策室係長 | 志 田 俊 輔 君 |

9 議会事務局職員

局長 内山 治夫
書記 山田 ひろみ

(午前11時34分)

分科会長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 大滝誓生君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 それでは、よろしくお願いたします。それでは、皆様、166ページ、167ページを御覧ください。15款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄の1、空き家対策総合支援事業補助金は、国の空き家対策基本事業を活用し、本市が予定している特定空家1件、2棟分の除却費と所有者不存在の特定空家で既に公費解体をした4件の事案について、家庭裁判所に相続財産管理人の申立てをする際に必要な予納金、こちらに対する補助金であります。続きまして、同じく15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の説明欄の1、中長期在留者住居地届出等事務委託費は、マイナンバーカードと在留カード等が一体となった特定在留カード等の運用が始まった場合、住居地の変更情報などのデータをカードのICチップに記録するために使用する端末機、パソコンの購入費としての委託金でございます。以上でございます。

歳入

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、170ページ、171ページの中段からになりますが、御覧ください。2款1項9目交通安全対策費の説明欄の1、交通安全対策施設管理経費で、カーブミラーの建て替え工事に係る経費の追加でございます。続きまして、11目防犯対策費の説明欄の1、防犯対策経費で、防犯灯の修繕料及び防犯灯の移設建て替え工事の追加でございます。また、説明欄の2、空き家等管理不全防止対策経費は、先ほどちよっ

と話をさせていただきました管理不全空家と認定した所有者不存在の空き家について、公費解体を行うための経費でございます。

税務 課長 同じページが一番下になります。2款2項2目賦課徴収費、22節償還金、利子及び割引料の説明欄の1、賦課徴収経費の過誤納還付金800万円につきましては、法人市民税で予定納税していた事業所の精算による還付や所得の更正による還付金につきまして予算に不足が生じたため、補正をお願いするものです。

市民 課長 172ページ、173ページを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄の1、戸籍住民基本台帳経費ですが、これは先ほど歳入の補正予算のほうで説明させていただきましたが、マイナンバーカードと在留カード等が一体となった特定在留カード等の運用が始まった場合に、居住地の変更情報などのデータをカードのICチップに記録するために使用するパソコンの購入費、こちらのほうを計上させていただきました。以上でございます。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(説明)

環境 課長 それでは、160ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の補正といたしましては3行目になります。議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定についてで御審議いただきました村上し尿処理場の令和7年度から令和12年度まで、5年間の指定管理料についてでございます。限度額につきましては、指定管理者との協定に基づく額となっております。以上です。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

川村 敏晴 空き家等管理不全防止対策経費の公費解体の経費というふうなことでしたが、場所を教えてもらえないのかな。

市民 課長 今年度につきましては、山北地域に存在する空き家になっております。

川村 敏晴 荒川地区にも数はあるのですけれども、ちょっと私も隣の住人の方から崩れそうなのでというふうな、見に来てくれみたいな話を聞いて、支所のほうには連絡して把握はしてあるというふうなことではあったのですけれども、数ある中で順番は当然出てくるのだらうと思いますけれども、その辺の情報は把握されていますでしょうか。

市民 課長 すみません。個別の案件、1件1件については、ちょっと私のほうで把握はしていないのですが、ただ今年度から空き家の老朽化基準のほうを昨年度末に定めまして、調査のほうに各支所、そして本庁と入っております。その結果については、まだ私のほうちょっと把握しておりません。大変申し訳ありません。

川村 敏晴 公費解体、最悪の状態なのだろうと思いますけれども、やはり住宅の状況によっては本当に1メートルないような隣接した住宅もあるので、公費解体やむを得ずの場合の順序関係も、その辺、危険度、緊急性を勘案した判断なされるだろうとは思いますが、そういう意味では公費解体やむなしと思われる対象物件、数ある中、年間の程度を見込んでいるかなというところをちょっとお聞きしたいのですが。

市民 課長 すみません、年間何件程度というのは今までちょっとなかったのですが、ただ今回、先ほど申しましたように、調査のほう入らせていただいております。その結果に基

づいて、やはり今委員おっしゃったように、緊急性のあるもの、そういうふうなものに対して、本来であれば所有者、管理者のほうについてお願いをするのがまず第一義でありますので、そちらのほうから進めさせていただきたいと思います。

渡辺 昌
市民 課長 同じところですか。特定空家に認定された件数ってどのくらいあるのですか。すみません。今年度につきましては、この1件を追加させていただきました。すみません、委員のほうで、今までという、全体でということではよろしかったでしょうか。

渡辺 昌 解体したものもあると思うのですけれども、いわゆる今現在の特定空家の件数なのですか。

自治振興室主査 今現在残っているものは2件、3棟でございます。

渡辺 昌 朝日地区だけでいえば、かなり危険な空き家ってもっと相当あるような気がするのですけれども、特定空家の認定には所有者があるかないかというのは影響するのですか。

市民 課長 いいえ、所有者の有無は関係ありません。あくまでもこちらのほうで危険度を今調査していますので、そちらのほうで危険と判断したもの、こちらのほうで基準を超えたものについて認定させていただくような形になります。

渡辺 昌 先ほど山北の件だと集落名は言えないということなのですか。地区名だけだったのですけれども。

自治振興室主査 地区名ですけれども、府屋でございます。

渡辺 昌 では、今質問した特定空家3棟の内訳、集落名まで分かりましたらお願いします。

自治振興室主査 申し訳ございません。1件目は神林地域の塩谷でございます。2件目が今ほど申し上げました山北地域の府屋でございます。以上です。

(何事か呼ぶ者あり)

自治振興室主査 すみません。府屋に2棟ございまして、建物としては3棟になるのですけれども、府屋が1件につき同じ所有者が2棟持っております。

渡辺 昌 特定空家については、調査して特定空家に認定されるのでしょうか。自分は塩野町なのですか。大須戸にかなり、相当半分倒壊したような空き家ありまして、その対応を求められているのですけれども、あの状態で特定空家にならないというのは、特定空家に認定されるには相当状況の悪いものということになるのでしょうか。ちなみに、大須戸の物件というのは把握されていますか。

自治振興室主査 大須戸の物件についても把握しておりまして、現在調査をしている段階でございます。

渡辺 昌 調査によっては、特定空家になる可能性もあるという理解でいいのでしょうか。

自治振興室主査 そのとおりでございます。

渡辺 昌 さっき歳入のときに予納金という説明あったのですけれども、このところには予納金とは出てこないものなのでしょうか。

市民 課長 こちらの予納金については、当初予算に計上させていただいておりましたので、今回はこちらのほうには計上させていただきますませんでした。

川村 敏晴 先ほど1番委員のちょっと関連ですが、府屋の公費解体をするところの予定というのは、所有者は確認されているというふうなことのときに、これ、公費解体した後は所有者よりその経費は請求するのですよね。

市民 課長 今回の空き家、山北地区、府屋の件なのですが、こちらのほうについては所有者が不存在的の物件になっております。こちらについては、今後のちょっと予定の話にな

りますが、このまま管理する方もいらっしゃらない、所有者もいらっしゃらないということで、こちらのほうについては今後、また相続財産管理人の申立てというふうな形で進めるようなことになるのではないかなと考えております。

川村 敏晴 もう一件あるというところは、所有者ありというふうな話でしたが、それについては公費解体の経費をどうこうするというのは事前にやり取りはしてから行うものなの。考え方。

市民 課長 まずは所有者、そして管理する方がいらっしゃる場合については、やはりそちらの方にまずはお願いすることから始めさせていただくような形になります。先の話がどうなるかはちょっと今不明ですが、もしそれでも対処いただけないという形になると、やはりどうしても公費での解体というのに踏み切らざるを得ないのではないかなと考えております。

川村 敏晴 分かりました。

渡辺 昌 その上の防犯対策経費、この金額大きいのですけれども、これ、一括してやるLED化の工事でしょうか、それとも通常の修繕なのでしょう。

市民 課長 こちらは、通常の修繕費のほうになります。

渡辺 昌 内容様々だと思いますけれども、一応件数を教えてください。

市民 課長 すみません、修繕費のほうなのですが、全体の件数というのは、こちらのほう、はじいておりませんので、月ごとに金額かかるもの、こちらのほうで今後かかるものについて追加させていただいております。昨年ですと、年間3,600万ぐらいの修繕が必要だったと。今回LED化もありまして、LED化に進めるによって、それは少なくなるのだろうということではちょっと見積もっていたのですが、やはりちょっと足りなくなってきたということで計上させていただきました。

渡辺 昌 件数が出てこないのがちょっと不思議なのですけれども。

市民 課長 すみません、ちょっと件数のほう、後ほど確認して報告させていただきたいと思っております。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(鈴木一之君) 暫時休憩を宣する。

(午前11時52分)

分科会長(鈴木一之君) 再開を宣する。

(午後 1時00分)

市民 課長 それでは、すみません、午前中に渡辺委員から質問のありました防犯灯の修繕の棟数というか、件数なのですが、すみません、私のほう勘違いしておりました。修繕の種類については何種類もあるのですが、LEDの取替えから、本当に蛍光灯とグローランプの取替え等、いろいろ種類ありますが、全てで811件、こちらのほうで試算させていただいております。

日程第2 議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科

会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 大滝誓生君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

（説明）

税務 課長

それでは、令和6年度歳入歳出決算書の11ページ、12ページをお願いいたします。歳入の1款市税の収納状況について御説明いたします。市税全体の収入済額が62億6,741万7,337円で、前年度に比べまして2億5,198万387円の減額となりました。一般会計の歳入総額が431億6,419円でありますので、歳入における市税の占める割合は約14.5%となっております。それでは、収入済額について、税目ごとに順次説明させていただきます。決算書と先般提出いたしました資料、A4横書きの令和6年度市税等収納状況の表で御説明いたしますので、資料を御覧いただきたいと思います。申し訳ございませんが、先般提出いたしました資料に誤りがありましたので、訂正させていただきます。金額、数値に誤りはありませんが、7の国民健康保険税から9の介護保険料までの表の⑤の欄、増減理由等の欄の記載につきまして、いずれも税率改定なしと記載しておりましたが、国民健康保険税につきましては税率改定がありませんでしたが、後期高齢者医療保険料につきましては税率改定がありまして、税率のほうが上がっております。また、9の介護保険料につきましては、介護保険料算定に係る所得段階が10段階から13段階に改定となりましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。それでは、決算の説明を続けさせていただきます。今日は表の1、市民税から6の都市計画税までの市税について御報告いたします。7から9の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の決算状況につきましては、明日の常任委員会のほうで所管課長から御報告ありますので、よろしくをお願いいたします。最初に、1の市民税につきまして、令和6年度は国の施策であります定額減税が実施されたことにより、個人住民税では前年度と比較いたしまして1億6,485万円と大きく減額となっております。法人市民税では、前年度と比較しまして3,017万6,000円の増額となりました。これは、物価高騰に伴う価格改定などの影響による増収によるものというふうに考えられます。次に、2の固定資産税ですが、令和6年度は3年ごとに行われます評価替えの年であり、この評価替えに伴い、土地、家屋に係る固定資産税が減額となっております。土地家屋償却資産を合わせた純固定資産税では、前年度比で9,794万1,000円の減額となっております。次に、軽自動車税につきましては、課税台数は前年度よりも減少しておりますが、旧税率の車両から税率の高い新税率の適用となる車両への切替えなどによりまして、前年度と比較しまして519万3,000円の増となっております。次に、4のたばこ税につきましては、売渡し数量の減少により減額となっております。5の入湯税につきましては、前年度に比べ462万1,000円の減額となっておりますが、これは令和5年度に滞納繰越分の収入があったことから収入済額が多くなりまして、前年度との比較がマイナスとなったものです。現年度分の比較では、令和5年度に比べまして令和6年度が増額というふうになっております。入湯客数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりま

して、最も大きく落ち込んだ令和2年度以降は年々増えております。令和5年度の入湯客数34万4,000人に対しまして、令和6年度は35万8,000人で、前年度に比べ1万4,000人増加しており、年々回復傾向にございます。日帰り客は回復途上の状況ですが、宿泊客につきましては増加傾向にあります。最後に、6の都市計画税は既に廃止しておりますが、滞納繰越分の収入が2万5,514円ありました。次に、不納欠損額についてですが、決算書の12ページの上段になります。不納欠損額は722万6,818円で、前年度に比べまして50万4,607円の増となりました。不納欠損につきましては、地方税法に規定している滞納処分の執行停止及び時効による消滅等によるものです。1款の市税の説明につきましては以上です。

第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 続きまして、17ページ、18ページを御覧ください。12款1項1目1節交通安全対策特別交付金の備考欄の1ですが、こちらは交通安全設備の設置などに要する経費に対する交付金であります。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 続きまして、13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費負担金の備考欄の1、旅券交付事務負担金は、関川村民のパスポート交付に伴う関川村からの負担金です。同じく備考欄の2、戸籍電子情報処理事務負担金は、戸籍システムを共同利用しています粟島浦村からの負担金でございます。

環境 課長 続きまして、次のページ、19ページ、20ページを御覧ください。3目1節保健衛生費負担金の備考欄1、火葬場運営費負担金は、荒川火葬場、普照園の運営に係る関川村からの負担金でございます。次に、2節清掃費負担金の備考欄1、ごみ処理場運営費負担金と備考欄2、し尿処理場運営費負担金、備考欄の3、ごみ処理場運営費負担金(逓次繰越分)につきましては、ごみ処理場及びし尿処理場の運営に係る関川村からの負担金です。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 続きまして、14款1項1目1節総務管理使用料の備考欄の3、4、5は、岩船や瀬波コミュニティセンターなどの敷地内にある電柱やポストの設置に係る行政財産の使用料です。続きまして、同じく4は坂町駅前市営有料駐車場の使用料、そして5は岩船、瀬波、上海府コミュニティセンターの施設及び冷暖房費の使用料でございます。

環境 課長 次に、3目1節衛生使用料の備考欄1、行政財産使用料は、市有墓地や火葬場等の敷地内に建てられている電柱等の行政財産使用料です。

市民 課長 では、23ページ、24ページを御覧ください。14款2項1目1節総務管理手数料の備考欄の1と2は、地縁団体の認可証明、印鑑証明書発行に伴う証明手数料と村上駅前駐輪場に長期間駐輪していた自転車を所有者に返還する際に納付いただいた手数料です。

税務 課長 その下の2節徴税手数料ですが、備考欄の1から3の内訳のとおり、それぞれ手数

料となっております。

市民 課長 同じく 3 節戸籍住民基本台帳手数料の備考欄の 1 から 5 につきましては、記載のとおり戸籍謄抄本、住民票の写し等、印鑑登録及び印鑑登録証明書、臨時運行許可書、身分証明書や独身証明書などの証明の交付手数料になります。

環境 課長 続きまして、3 目 1 節衛生手数料、備考欄 1 から 3 につきましては、犬の登録などに関する手数料です。2 節清掃手数料の主なものとしたしましては、備考欄の 2、ごみ処理手数料はごみ指定袋、ごみ処理券の販売代金です。備考欄 3、し尿処理手数料は、し尿くみ取りに係る手数料です。備考欄の 5、廃棄物処理手数料は、ごみ処理場に持ち込まれた廃棄物や家電リサイクル品等の処理手数料になります。次に、備考欄 6、浄化槽汚泥等処理手数料はし尿処理場に持ち込まれた浄化槽汚泥の処理手数料になります。

第15款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 続きまして、27ページ、28ページを御覧ください。15款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の備考欄の 6、7、8 でございますが、6 から説明させていただきます。6 のほうは、マイナンバーカード申請交付事務に係る補助金と、7 番、令和 6 年度に公費の除却を完了した物件に係る除却費に対する国からの補助金、そして 8 番ですが、令和 5 年度に予定していた戸籍システムの改修を翌年、令和 6 年度に行った改修費用に対するの補助金であります。

環境 課長 それでは、次のページ、29ページ、30ページのほうを御覧ください。3 目 1 節保健衛生費補助金の備考欄 1、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置に係る国からの交付金になります。

市民 課長 続きまして、31ページ、32ページを御覧ください。15款 3 項 1 目 1 節総務管理費委託金の備考欄の 1、自衛官募集事務委託金は、自衛官募集事務に係る委託金であります。同 2 節戸籍住民基本台帳費委託金の備考欄の 1 は、中長期在留者住居地届出等事務委託費の外国人の住居地への届出等に係る委託金でございます。続きまして、15款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金の備考欄の 1 と 2 でございますが、こちらにつきましては国民年金事務に係る委託金と年金生活者支援給付金支給に係る委託金でございます。

環境 課長 それでは、次のページ、33、34ページを御覧ください。4 目 1 節事務移譲交付金、備考欄の 2、事務移譲交付金は、騒音振動届出事務に係る新潟県からの事務移譲交付金になります。

第16款 県支出金

(説明)

市民 課長 同じページになりますが、16款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の備考欄の 4 から 9 でございますが、それぞれの事業についての補助金で、4、5 は、一定要件を満たした東京圏から移住した人に支援金を支給する事業と県外から本市への移住を推進するため、移住希望者が行う現地視察に必要となる本市までの交通費を補助する事業に対する補助金です。6 と 8 は、結婚新生活支援事業連携推進補助金は、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅の取得、リフォーム、賃貸または引っ越し費用に対する国と県、それぞれの補助金です。戻りまして、備考欄の 7 なの

ですが、こちらは犯罪被害者等見舞金支給事業補助金で、令和6年度申請のあった1件についての県からの補助金でございます。備考欄の9でございますが、令和6年10月1日から開始した自転車乗車用ヘルメット購入促進事業で、村上市にお住まいの方で自転車用ヘルメットを購入した場合の補助事業でございます。

環境 課長 続きまして、37、38ページを御覧ください。5目1節都市計画費補助金の備考欄1、藪刈り払い等地域環境整備支援金は、熊の出没を抑制するため実施した藪刈り払いに係る補助金になります。

税務 課長 次のページ、40ページを御覧ください。40ページの下段になります。3項1目1節徴税費委託金ですが、備考欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金は、市が徴収している市県民税のうち県民税の徴収分に係る県からの委託金で、ほぼ例年どおりとなっております。

市民 課長 同じく2節戸籍住民基本台帳費委託金の備考欄の1と2ですが、こちらは人口移動調査及び人口動態調査に係る委託金でございます。続きまして、41ページ、42ページを御覧ください。16款3項2目1節社会福祉費委託金の備考欄の1、人権啓発活動地方委託事業委託金は人権啓発活動の実施に関する委託金でございます。

第21款 諸収入

(説明)

税務 課長 47ページ、48ページを御覧ください。21款諸収入、1項1目1節の延滞金ですが、これは市税の収納に係る延滞金です。税目ごとの内訳につきましては、備考欄の1から5のとおりとなっております。49ページ、50ページを御覧ください。同じく21款諸収入、6項2目1節弁償金の備考欄の2、弁償金1,500円につきましては原付バイクまたは小型特殊自動車のナンバープレート紛失に係る弁償金となっております。次のページ、51ページ、52ページを御覧ください。21款6項6目雑入の1節総務雑入ですが、備考欄の38の精通者意見価格調査料は例年どおりとなっております。39の譲渡林分調査料は、国からの調査料でございます。40は、電子申請に係る郵便料であります。以上です。

市民 課長 同じく備考欄の41から49を御覧ください。順番にですが、41番、交通災害共済取扱事務に係る交付金でございますし、続きまして、次の42番につきましては、瀬波コミュニティセンター内に事務所を設置している若者サポートステーションからの電気料でございます。すみません、順番に説明させていただきます。次が瀬波コミュニティセンターに設置の自動販売機設置に伴う手数料になります。その次がU・Iターンの支援金受給者が一身上の都合で転出したため、支援金の返還を求めている、その返還金の収入でございます。次が令和6年度に採択となりました3自治会に対しての自治総合センターからの交付金でございます。その次の47から49については、こちらのほうの備考欄の説明のとおりなのですが、最後、49番については税務課と同じように、電子申請していただいた方の証明書の交付の際、返信するための郵便料を受け取ったものでございます。

環境 課長 次のページ、53、54ページを御覧ください。3節の衛生雑入、こちらの主なものとしたしましては、備考欄の1、資源ごみ等売却収入、こちらは資源ごみとして収集したアルミ缶、紙類等の売却収入になります。次に、備考欄の3、ごみ処理場有価物売却収入につきましては、ごみ処理場に搬入された鉄くず等の売却収入となります。以上です。

歳入

第1款 市税

(質 疑)

上村 正朗

では、なければということで、一、二点教えていただきたいと思います。市税収入済額、先ほど言ったとおり62億6,741万7,337円、歳入全体の14.5%。地方交付税が161億余りで、構成比37.4%ですから、地方交付税に次ぐ収入ということで、貴重な自主財源確保のために日夜努力していただきまして、心から感謝申し上げます。その上で、課長に幾つか、一、二点教えてください。現年課税分調定額と収入未済額の比較をすると、市民税が調定額と収入未済額比べますと、未済額は1.01%、1%分ぐらいが収入未済になっていますし、固定資産税の場合は1.418%ということで現年調定に対する収入未済額、固定資産税のほうが1.01と1.41ですから、誤差といえば誤差なのですけれども、数字上だと1.5倍ぐらいになるわけなのですが、固定資産税の収入未済が市民税に比べて多くなっていますけれども、この辺の理由は何か分析しておりますでしょうか。

税務 課長

固定資産税の未納が多くなっているという部分についてですが、所有者、納税義務者が死亡によりまして、相続放棄したりだとか、あと相続人が不明だというようなケースが増えておりまして、その部分で未収納が増えているというような状況であります。

上村 正朗

では、もう一点だけ教えてください。不納欠損額、全体で722万6,818円。六十何億の収入額の中で不納欠損額722万というのは、多いか少ないかというのは議論ありますけれども、少なくとも七百二十何万円の自主財源がここで失われているという、事実としてはあるわけなのですけれども、これは、詳細ではなくてもいいのですけれども、市民税と固定資産税ぐらいで、不納欠損で落とされた件数的にはどのくらいなのか、税目ごとにもし分かれば教えていただきたいと思いますが。

税務 課長

不納欠損の内訳でございますが、件数としまして、市民税が個人と法人合わせまして82件でございます。固定資産税については、142件というふうになっております。

上村 正朗

軽自動車税は。

税務 課長

軽自動車税が50件になります。

上村 正朗

では、固定資産税はもともと資産とか不動産とか資産があるわけですから、差し押さえれば執行停止とか時効の進行止められるのかなと、単純に考えるとそう思うのですけれども、そうでもないのでしょうか。特に固定資産税のほうで執行停止5年経過の不納欠損というのが142件あると思うのですけれども、その辺、何か時効の進行の停止みたいなのができなかったのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

収納対策室副参事

御説明申し上げます。固定資産税のほうにつきましては、全体の件数から割合でお話ししますと、実際不動産を持っている方が亡くなられて、その後相続人がいないという状況になって、相続人がいない、または相続人が全員放棄したという状態のものが全体の46%を占めておりまして、こちらのほうが年々増えていっているような状態であります。この状態になってしまうと、こちらのほうでまた差押え等を行うことができないものですから、この金額のほうがかんたん増えていっているような形であります。また、生活困窮等で、おうちあるけれども、それを取られてしまうと、あと生活に支障があるような方については差押え等は行っておりません

ので、その関係で年々増えていっているような形となっております。以上です。

上村 正朗 さっきの空き家の関係のでも午前中のであったと思いますけれども、相続人がいなければ、その相続管理人ですか、その選任を市が利害関係人で申し立てて、その辺、選任した上で、差押え、競売みたいな、そういうのはなかなか手間と費用対効果とかというのがあると思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

収納対策室副参事 相続財産の管理人を選任するに当たって、予納金として大体50万ぐらいを平均で必要としている場合となっております。その辺を相続財産管理人に依頼をして、競売を行って、それで売れた場合、その予納金として預けたものがこちらのほうに返ってくるような形になるわけなのですけれども、実際、今私どものほうで把握しているものについては、相続財産管理人を立てて競売をしたとしても50万に満たないような金額になろうという試算のものが多くなっておりまして、実際、費用対効果に見合わないということで行っていないようなケースがほとんどであります。以上です。

第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

大滝 国吉 38ページの刈り払い補助金とさっき課長言っていたけれども、これ、どんなときに、熊が出るのを防ぐための刈り払いとかと言ったのだったか。そのところ、もうちょっと説明をお願いします。

生活環境室長 このたびのやぶ刈り払いの整備支援金につきましては、通年行っております門前川のところの熊の出没防止のためと、あと上海府地区、早川等のやぶ払いということと事前に熊が隠れるところを少なくするというふうな意味合いを込めて草刈りした場合、県から交付されるものということでございます。

大滝 国吉 これは、毎年補助金が出ているのですか。

生活環境室長 毎年交付金が出ておりまして、令和7年度からは農林水産課のほうに所管を替えまして執行しているということでございます。

大滝 国吉 場所的には、その場所が選定されて、よその場所というのは選定されないのですか。

生活環境室長 そのときそのときに応じて現場に即したところを刈っているということで、決まったところではないということですが、近年は門前川、上海府をやっていますが、農林水産課のほうで今年度からは総合的に勘案してやぶ払いを実施するというふうに聞いております。

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、75ページ、76ページを御覧ください。下段になりますが、2款1項9目交通安全対策費の備考欄の1、交通安全対策一般経費は交通安全専門指導員に係る人件費及び交通安全指導員の業務委託ほか、交通安全啓発活動、高齢者運転免許証自主返納奨励金などに係る経費でございます。昨年10月から実施しました自転車用ヘルメット購入補助ですが、昨年度、6年度の申請件数は145件、対象者が152名、このうち18歳以下の方が42名でありました。続けて、77ページ、78ページを御覧ください。備考欄の2、交通安全対策施設管理経費は、交通安全用カーブミラーと接続金具等の購入及びカーブミラーの新設、建て替え、移設の工事に係る経費でございます。備考欄の3、交通安全対策費職員人件費は、生活人権室の交通安全対策業務を担当する職員の人件費などです。同じページの下段のほうを御覧ください。2款1項11目防犯対策費の備考欄の1、防犯対策経費は、防犯灯の電気料、防犯灯建て替え、移設等に係る工事費及び灯部の修繕などに関する経費でございます。続きまして、79、80ページを御覧ください。上段になりますが、備考欄の2、空き家等管理不全防止対策経費は、空家等対策協議会委員報酬及び特定空家の略式代執行による公費解体の経費です。また、伐採業務委託料につきましては、以前略式代執行で実施した土地にあった樹木の枝が折れて隣接家屋に被害をもたらすような状況にあったため、公費で伐採をしたものでございます。このほか、令和6年10月から開始しました空家等解体費の補助事業に要した経費でございます。続きまして、2款1項13目地域活性化推進費の備考欄の1、交流・定住促進事業経費は、むらかみ学生応援、空き家バンク移住応援補助事業、移住・就業支援事業、移住希望者現地視察交通費補助事業などの経費でございます。備考欄の2、結婚新生活支援事業経費は、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅の取得、リフォーム、賃貸または引っ越し等の費用について補助した経費でございます。備考欄の3、協働のまちづくり推進事業経費は、集落支援員の人件費、活動費、そしてまちづくり組織に対する交付金等に係る経費です。コミュニティ助成補助金は、3地区への助成金で、一般財団法人自治総合センターからの補助金でございます。続けて、同じく81ページ、82ページも御覧ください。中段ですが、備考欄の4、集会施設整備事業経費は集会施設の整備補助金で、11地区への交付です。備考欄の5、地域コミュニティセンター施設管理経費は、岩船、瀬波、上海府各コミュニティセンターの施設運営等に係る経費です。この中で工事請負費については、瀬波コミュニティセンターの交入室の外壁が昨年度剥落いたしましたので、そのことに対する工事費なのですが、最初、

現地を確認したところ、住民が通行するような場所でもなく、あと雨水の流入の影響も少ない場所ではないかということで、緊急の修繕のほうは必要ないのではないかと。新年度へ、というふうを考えていたのですが、ちょっと財政課と相談したところ、年内に対応したほうがよいという結論に達しました。これにつきましては、まず交流室のほうなのですが、使用状況もしくは今使用している団体にちょっと確認して、別室を御利用いただけないか等のお話をしたところ、了解を得たということで、解体しても影響がないと判断して、させていただきます。備考欄の6、地域おこし推進事業経費は、地域おこし協力隊員の人件費と活動費になります。

税務 課長

83ページ、84ページをお願いいたします。84ページの一番下の段からになります。2款2項1目税務総務費の備考欄2、税務総務費経費につきましては、会計年度任用職員に係る人件費や公用車のリース料、各種団体等の負担金、会費などで、例年とほぼ同様の内容となっております。次のページ、85ページ、86ページを御覧ください。備考欄の3、税務総務費職員人件費は、税務担当職員28名分の人件費です。その下の2目賦課徴収費の備考欄の1、賦課徴収経費ですが、これは市税の賦課及び徴収に係る経費であります。前年度と比べまして6,728万9,340円の減額となりました。減額となった主な要因といたしましては、1つは固定資産税に係る土地評価替業務委託料につきまして、507万1,000円の減額となっておりますが、これは令和6年度が次の評価替えに向けた初年度であったため、事業量が少なくなったことによるものです。要因のもう一つは過誤納還付金ですが、令和3年度に判明いたしました相続登記未了の資産に係る固定資産税の納税義務者誤りにおける過誤納還付金、還付加算金、それから過誤納補填金のそれぞれ支出が減ったことによるもので、合わせて8,007万3,078円の減額となっております。徴税費は以上です。

市民 課長

続きまして、同じページの下段になります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の備考欄の1、戸籍住民基本台帳経費は、市民年金室会計年度任用職員の人件費とコンビニ交付委託手数料など、戸籍住民基本台帳業務に関する経費でございます。続きまして、87ページ、88ページを御覧ください。備考欄の2になりますが、こちらはパスポート事務経費で、パスポート申請及び交付事務に係る経費でございます。備考欄の3、マイナンバーカード交付事務経費は、マイナンバーカードの申請、交付に係る会計年度任用職員の経費でございます。あと、この中で機械器具購入費は、マイナンバーカードの申請受付用タブレット端末の購入費でございます。備考欄の4、戸籍住民基本台帳費職員人件費は、市民年金室職員等の人件費などでございます。

第3款 民生費

(説明)

税務 課長

95ページ、96ページを御覧ください。96ページの下段、3款1項1目社会福祉総務費の備考欄の10、定額減税補足給付金給付事業経費は、国の施策である所得税及び住民税の定額減税において、減税し切れない方に対する調整給付金の給付事務に係る経費です。内訳は、記載のとおりとなっております。

市民 課長

続きまして、99ページ、100ページを御覧ください。備考欄の26、人権・同和対策費は、人権及び男女共同参画関係の啓発活動に係る経費でございます。続きまして、ちょっと飛びますが、107ページ、108ページ、御覧ください。では、中段になりますが、3款1項5目国民年金事務費の備考欄の1、国民年金事務経費は、市民年金

室の会計年度任用職員、こちら国民年金に従事する者ですが、そちらのほうの人件費と、あと市報等への掲載に係る経費でございます。続きまして、備考欄の2、国民年金事務費職員人件費は、市民年金室の国民年金担当職員の人件費でございます。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長

それでは、続きまして、127、128ページを御覧ください。4款衛生費、1項3目環境衛生費でございます。事業ごとに備考欄の主なものを御説明いたします。初めに、備考欄1、環境衛生総務一般経費ですが、14行目、伐採業務委託料につきましては市営墓地の支障木伐採の委託料となります。次に、備考欄の2、排水路清掃等経費の2行目になります。廃棄物収集・運搬手数料につきましては、側溝清掃により排出された土砂の収集、運搬に要する経費となります。次に、3行目、施設維持保全業務委託料は、下渡地内と金屋地内の仮置場から新潟市内の最終処分場まで、土砂搬出のほか、排水路の清掃や除草等の委託料となります。次に、備考欄の3、畜犬登録等経費につきましては犬の登録や狂犬病予防接種に要した経費でございます。次に、備考欄の4、新エネルギー推進事業経費のうち3行目、工事請負費につきましては、荒川支所に設置しておりましたEV急速充電器の撤去工事費でございます。次の6行目、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は17件分の補助金でございます。その下、7行目、木質バイオマスストーブ設置費補助金は8件分の補助金となります。次に、備考欄の5、個別浄化槽経費です。次のページ、129、130ページも御覧ください。2行目、合併処理浄化槽維持管理費助成金につきましては、1件当たり1万5,000円の維持管理助成と1件当たり3万円を上限として、ブローア―修理、交換の助成を行っております。次、備考欄の6、環境衛生費職員人件費につきましては職員12人分の人件費となります。続きまして、4目火葬場運営費でございます。備考欄1、火葬場運営経費は、1行目、指定管理料につきましては3か所の火葬場の指定管理料となります。2行目、借地料につきましては、村上及び山北の火葬場の借地料でございます。3行目、工事請負費は、各火葬場の施設設備改修工事費となります。続きまして、6目公害対策費を御覧ください。備考欄の1、公害対策一般経費の2行目になります。自動車騒音常時監視業務委託料につきましては、騒音規制法第18条に基づく調査委託料となります。3行目の水質検査委託料は、水質汚濁の防止を図るため、公共用水域34か所、地下水29か所の委託料となります。4行目、臭気測定検査委託料は、畜産施設周辺で実施している委託料となります。続きまして、131ページ、132ページを御覧ください。2項1目清掃総務費でございます。備考欄の1、不法投棄対策経費につきましては、不法投棄防止看板購入や不法投棄対策に係る経費となっております。備考欄の2、清掃総務一般経費につきましては団体への負担金が主な経費となっております。備考欄の3、清掃総務費職員人件費につきましては職員5人分の人件費となります。次に、2目塵芥処理費を御覧ください。備考欄の1、ごみ清掃対策経費のうち1行目、消耗品費につきましてはごみ指定袋の購入費等となっております。次の5行目、ごみ袋等取扱手数料につきましてはごみ指定袋販売の手数料となっております。7行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集に係る市内7事業者への委託料となっております。次の8行目、ごみ指定袋等配達・保管業務委託料は、ごみ指定袋の配達と保管に係る委託料でございます。また、9行目、リサイクル処理委

託料はガラス瓶やプラスチック製容器包装、古着や古布等の資源ごみのリサイクル処理に係る経費でございます。その下の備考欄の2、ごみ処理場運営経費でございます。4行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、廃乾電池、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の運搬、処分に係る委託料です。6行目、ごみ処理場運営業務委託料は、ごみ処理場の運営を委託している村上環境テクノロジー株式会社への委託料となっております。7行目、運営モニタリング業務委託料は、ごみ処理場の運営が適切に行われているか監視、評価する委託料となっております。最後、8行目、固化灰運搬埋立業務委託料につきましては、焼却灰のうち飛灰を固化化したものを荒沢最終処分場に運搬、埋設する委託料となっております。次のページ、133、134ページを御覧ください。1行目、焼却灰最終処分業務委託料は最終処分場の延命化のため、焼却灰のうち一部主灰を山形県村山市内の最終処分場へ運搬、処分しているものでございます。2行目、水質検査委託料は檜原地内の井戸の水質検査、ダイオキシン類の検査を実施しているものでございます。3行目、工事請負費は料金精算機の更新工事費となっております。続きまして、備考欄の3、最終処分場運営経費でございます。2行目、消耗品費は水処理に必要な炭酸ソーダ等の薬剤購入費が主なものとなっております。飛びまして、5行目、修繕料につきましては、最終処分場のポンプ等の修繕、ショベルローダーの整備等に係る経費となっております。次に、9行目、廃棄物収集・運搬手数料は、最終処分場から排出される脱水汚泥と板屋越埋立地からの浸出水の運搬に係る経費となっております。11行目、施設維持保全業務委託料は、集落等に委託している草刈りなどの委託料となっております。12行目、設備保守点検業務委託料は消防設備や自家用電気工作物等の保守点検業務の委託料となっております。14行目、施設管理業務委託料は、最終処分場の水処理施設運転業務等に係る委託料でございます。15行目、水質検査委託料は、最終処分場と板屋越埋立地の放流水や地下水の水質検査の委託料でございます。16行目、公用車リース料は、最終処分場で使用する油圧ショベルのリース料となっております。17行目、工事請負費、最終処分場の施設定期修繕に係る工事費でございます。18行目の機械器具購入費につきましては、軽トラックの購入費でございます。備考欄の4、旧ごみ処理場解体事業経費及び備考欄の5、旧ごみ処理場解体事業経費（逡次繰越分）につきましては、旧ごみ処理場解体工事及び施工管理の経費でございます。続きまして、3目し尿処理費でございます。備考欄の1、し尿収集経費、8行目のし尿収集委託料は、し尿収集4事業者への委託料となっております。備考欄の2、し尿処理施設管理運営経費のうち4行目、設備保守点検業務委託料はし尿処理場の受入水槽の清掃に係る委託料でございます。5行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、し尿処理場の受入水槽等の清掃により発生した残渣や汚泥の運搬処分に係る委託料でございます。6行目、指定管理料につきましては、村上市環境公社有限責任事業組合への指定管理料でございます。8行目、し尿処理場精密機能検査業務委託料につきましては、廃棄物処理法に基づき3年に1回実施するもので、し尿処理場の運転管理実績、機能状況、設備装置の状況を検査する委託料となっております。10行目、工事請負費につきましてはし尿処理場の修繕工事に要した経費でございます。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 飛びまして、175、176ページを御覧ください。8款土木費、6項3目公園費でござ

います。備考欄の1、都市公園維持管理経費でございます。内容といたしましては、村上地域内の公園31か所と公衆トイレ4か所の維持管理経費となります。経費の大きいものとして、8行目の施設維持保全業務委託料でありまして、除草作業やトイレ清掃等の委託料となります。以上でございます。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

上村 正朗 79、80の地域活性化推進費の中で、説明欄の1なのですけれども、移住定住の関係の予算って全体どのくらいなのという一般質問で、令和7年度六千何百万、200万だか何百万という答弁が市長からあったと思いますけれども、これ、6年度の決算なので、7年度の予算とは額とかが違うと思いますけれども、積算して移住定住対策になる費目というか、それをちょっと6年度決算で、ここここここを足すとそのくらいになるのだよというのをちょっと教えていただければと思います。

自治振興室長 決算書の79、80ページを見ていただいて、この備考欄のところの1の交流・定住促進事業経費というのがあると思いますが、これ447万2,212円、こちらの額と、その下の2の結婚新生活支援事業経費、この264万7,000円、そして次のページに行きまして、一番下の6の地域おこし推進事業経費819万8,300円がうちのほうの市民課の管轄の部分でありまして、あと一般質問で答えた中に教育委員会のほうであります奨学金の返還支援補助事業、7年度ベースでいうと478万9,000円の予算額。もう一つ、地域経済のほうの産業プログラム支援事業補助金、これが令和7年度ベースですと1,100万円ということでございます。

上村 正朗 すみません、今それ足すとどのくらいになりますか。

自治振興室長 6年度ですよ。ちょっと待ってください。すみません、市民課の部門であれば約1,530万ぐらいです。すみません、6年度の他課の分はちょっと申し訳ない。

上村 正朗 ほかのところは私のほうで計算します。それで、数千万円の予算をかけて移住定住、6年度やったわけですよ。決算審査ですので、本来はお金をかけた結果、どのくらいの転入者、移住者があったというのは当然予算執行の結果として、どのくらいあったのという話になると思うのですけれども、それも一般質問の中では転入届のところで転入の理由が書いていないので、移住何人というのは出てこないということになると、これだけの何千万の予算をかけてやった施策の成果がどうなのという、その決算審査もできない、本来。そこまでやらなくてはいけないのができないわけですので、それは転入届の様式を変えて佐渡なんかはやっているわけですから、転入届の様式を変えて、それだけ力を入れて予算化もしてやっている施策の成果はこれだというふうにするべきではないかな。それ、そんなに予算がかかるわけでもないし。そうしないと、本来のそういうことにならないのではないかなと思いますけれども、その辺、ちゃんとやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

自治振興室長 本当に佐渡市さんのほうでこの移住の数が出ていたので、ちょっと佐渡に確認したところ、今委員おっしゃったとおりでございました。うちのほうも転入の際にどう理由で転入してきたかというところの項目を入れて、U・I・Jターンなのか、転勤者なのかというところを、項目を入れてちょっと今検討しているところでございます。佐渡市さんのほうでは、転入の中から転勤者だけ除いた数がもう移住者だ

ということにしているようですので、そこら辺も含めて検討しているところでございます。

上村 正朗 よろしくお願ひします。

長谷川 孝 80ページの空き家等管理不全防止対策経費というところしか、空き家の予算というの、ここしかないみたいなので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、以前にまだ住める空き家とか、いや、これ住めないとか、それから特定空家のほうに該当するのではないかと、調査しましたよね、何年か前に。それ以降というのはやっていますか。

自治振興室長 今現在、昨年度、特定空家等の基準を設けましたので、今大体1,900軒の空き家を全部調査して点数づけをしています。そこで200点以上になれば、例えば特定空家、100点以上であれば管理不全空家というような形で今やっておりますので、今年度中にどういう数になるかというのは分かるというところでございます。

市民 課長 すみません、追加でよろしいですか。今うちのほうの室長が答えたのは、老朽化した空き家の調査については今行っております。委員のほうで質問されたのは、全棟、空き家全体、村上市全体での調査というのは令和4年以降やっていないかという御質問だったと思うのですが、そちらのほうについては今回やっておりません。ただ、今後空き家対策計画の改定のほうをしますので、そのときにはまた実施しようと考えております。

長谷川 孝 私、ちょっと聞きたいのは、住めるのだけれども、例えば1人しか住んでいなくて、亡くなって、そのまま空き家になっているとかというのが物すごく今いっぱいあるのです、はっきり言って。それで、そういうのの調査をすると、例えば村上市のホームページで空き家を売るとかかって、何軒売れたとかというのよりも大事なものは、今現在住める空き家を町場でもいっぱいあるのを何とか活用できないかというのが非常に大事なこれからの政策の一つになるのではないかと思います。それで、実は岩船でも先回亡くなって、それでそのうちをどうしようかと、江戸時代の頃からそのうちがあったのだけれども、もちろん新しくはないけれども、別に改修しながら、保全しながら使ってきたわけだから、今すぐ住もうと思えば幾らでも住めるといううちなもので、例えば区長さんとかが入って、簡単に固定資産税分ぐらいで借りてくれる人を見つけて、それで住んでもらえば町内にもぎやかになるしというような、簡単な形でそこを活用できるような方策を考えるべきなのではないかという意見がいっぱいあるのです、はっきり言って。そういうような施策というのは、やっぱり不動産屋を通して、1か月とか2か月分の手数料をやって契約しなければできないものなのかどうかというのを考えてもらいたいのですけれども、どなたか、その辺について、コメントできる方おられませんか。

自治振興室長 今委員おっしゃったようなパターンで、実際まちづくり協議会等でもそういった動きで、スケートパークに来る方で1週間とか、ちょっと滞在したいといったときに、どこか住めるところはないですかという問合せがあると、行政側としてはなかなか今ある温泉施設とか、そういったところしか紹介できないのですけれども、まち協さんでそのデータを集めて、そういう大会の前にこういったところも空き家で貸せますよというような動き、表を作ってやりたいのだけれどもというお話をつい最近いただきまして、非常にいいことであるので、そのところが紹介すること自体が大丈夫なのかというところを、うち、宅建業界さんに相談してみたほうが良いよというところでちょっとアドバイスをしたところではございます。行政として、では

例えば空き家バンクでの賃貸というところもちよっと検討したときもありましたし、実際空き家バンクが平成23年にできたのですが、そのときには賃貸のほうも実はやったのです。ところが、半年たったところ、やはりトラブルが多い。単に実際空き家があるので、売る気はないのだけれども、老朽化進むので、少しでもお金になればというような感じで、軽い感覚でちよっと登録してしまって、実際貸主と、例えば修繕してくれと言ったら、当然修繕しなければいけないのですが、いや、そういうつもりはなかったというようなことでトラブルがあるので、そこはやめた経緯があるので、ちよっと行政とか、宅建業界さん挟むと、法律上の問題がやっぱり出てくるので、そこはちよっと難しいのかなというところでございます。

長谷川 孝

ゴーナイさんに今外国人の女の子が就労で来ていますよね。5名ぐらいが八日市の民家1軒借りて、5人ぐらいでシェアハウスをやっている。実際やって住んでいるというのを御存じですよ。知っているでしょう。だから、そういうのは例えば民間の会社とそこの個人の所有者がまずお互いに納得すれば、要するに宅建業者とか入らなくても実際やっているのではないというのが私の考え方。それと、岩船のガソリンスタンド屋さんも今回面接でカンボジアの男性2人を採用しました。そういう外国人たちが岩船に入ってきて、みんなで励ましながら、何とか岩船楽しんでもらいたいとかという気持ちがあるのだけれども、実際どうなのだと、そういう細かいことになると、多分行政が何だかんだ言うのでないのという部分があるのだけれども、そこを、制度設計まではいかないのだけれども、何とかうまくやり方をまず考えてもらいたい。今後そういうのはいっぱいあると思います。例えばこれからインフラの維持管理が大変になって、そういうのの保守点検とかでお金かかるから、冬場だけでも例えば山間地にいる方たちをそういうシェアハウスみたいなところに住んでもらうとか、そういう施策もいろいろ考えなければ駄目な時代に来ますよ、必ず。だから、そういうときに、やっぱり制度設計をきちんとしておいたほうがいいのではないのと、今から、思うのですが、政策監どうですか。

政 策 監

私も空き家の解体や固定資産税、その関係で一定期間減免するなど、そういった方面はこれまで取り組んできたのですが、活用のほうになると、まだ対策できていないというのは私としても認識がございます。先ほど若干室長のほうからも触れましたけれども、空き家の関係で、これまで空き家バンクのほうで取り扱って市が仲介しているのにもトラブルがあったということで一旦取りやめたというお話ありましたけれども、宅建業者さんが空き家を直接取り扱って、その取り扱った情報だけを、例えば市のホームページに掲載して、空き家バンクそのものではないのですけれども、市のホームページに行けば、1棟の空き家を借りたいというニーズは一定ありますので、そういった方がホームページを訪れたときに、あっ、市のホームページで空き家借りれるのだな。それを見て直接宅建業者さんがこの物件はこの宅建業者が取り扱っているの、そこに、では連絡入れようみたいな、そういうような流れができないかというのは宅建業者さんとお話を私を含め、させていただいたところでもあります。委員、今御提案の宅建業者介さずに直接個人個人でやり取りをするというところについて、何かルールがないのかというところなのですけれども、そちらも私もまだ不勉強であるのですが、第2期の村上市の空家等対策計画の中にも若干記載があるのですが、住宅ストックの質の向上というところで、新たな住宅供給手法の普及というところで、様々な世代が共同で居住するシェアハウスや借主が自費で修繕やDIYを行う借主負担型の賃貸住宅などの新たな住まい方につ

いて適切に情報提供を行いますといった、こういう記載がありますので、国のほうでもこの借主が自費で修繕費を負担してDIYで、借主負担で賃貸住宅に住まうという、そういうことも想定していることがございますので、そういったところも今後周知していくという方向で空き家計画上記載がありますので、そういったところもちょっと研究してまいりたいなど、そのように思っております。

長谷川 孝

何で私言うのかといったら、宅建業者とかは全くその事情を知らないところで借りる人とか、貸す人とかというのの形だけなのだけれども、そこにその地域の人たちがきちんと中に入れば、いろいろなことで、ここはお祭りで通る場所だから、お祭りのときには、あなたたち、若いのだから、ぜひとも参加してもらいたいとか、そういう町内ごとのルールみたいなのも含めて、一緒になって、まちのためにやってもらいたいとかというのと、それから固定資産税だけでいいというのも現在私に言ってくる人もいますのです、中に、今現在空き家あって。そうすると、固定資産税だけだったら本当に安いです。それでも空き家になっているよりも貸して喜ばれたほうがいいのかという、そんなの別にもうける気なんて何もないしというような人も中にはいるわけだから、そういう人たちに何か行政が中に入るのが駄目だったら、区長会とか、まち協とか、そういう人たちが中に入って新しいルールをつくれればいいのかというようなことをちょっと考えてもらいたい。今すぐ答弁は要りませんが、ちょっと考えてもらいたいなど。特定空家だけの問題ではなくて、もっと広い意味で空き家全体を活用できるような手法を考えてもらいたいということでありますので、お願いします。

山田 勉

今年はそのいうふうに空き家対策で何件ぐらい、うまい具合にいったのあるの。今年。

市民 課長

すみません、うまくいったというのは空き家対策。さっきの移住定住の関係の6年度ということでもよいのですか、それとも空き家バンクの関係でよろしいですか。では、まず空き家バンクのほうなのですが、移住定住につながった令和6年度の契約件数なのですが、3件になっております。3世帯6人の方が村上市に移住されて定住されておられます。あと、そのほか、村上市内の方が村上市の空き家バンクを活用してというか、転居したという例はありますが、すみませんが、今移住定住ということでちょっとお話しさせていただきました。

分科会長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。

（午後 2時14分）

分科会長（鈴木一之君） 再開を宣する。

（午後 2時25分）

上村 正朗

では、もう一つ教えてください。80ページの一番下、説明欄の3、協働のまちづくり推進事業経費で、実際は82ページの猟友会会費の上、地域まちづくり交付金、まちづくり協議会に対する交付金なのですけれども、大体6,000万、毎年こういう形で出ていると思いますけれども、昨年のやっぱりこの決算審査の中で、しばらくこの交付金も出しているし、いろいろ何年もやっていて成果もあるけれども、見直しすべきところもあるのではないかとということで、市民課のほうで検証というか、見直しをするみたいな質疑、答弁があったかなというふうに記憶しているのですけれど

も、この6年度に向けて、どういうふうな見直しをして、今何か課題みたいなことをもし分析しているところがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

自治振興室長

昨年、同様な質問のところで、今まちづくり協議会、地域活性化のほうは結構当初進んでいたというところでありまして、今後地域課題のやっぱり解決に向けて何かももっともうまくいかないかなというところで、ちょっとこの交付金のメニューについても、例えば別個にして課題解決に向けたメニューを別途設ければいいのかなというところで検討してはいたところではございますけれども、今ちょっとまちづくり協議会にそれぞれの集落支援員のほうを今入れております、今年度から全てのところに。そこで、集落支援員についてはその地域の課題などを掘り起こしていただいている途中でございますので、今後集落支援員に毎年聞き取りをして、どういった課題があって、例えばどういうものに力を入れていけばいいのかというところをちょっと聞き取りしまして、今の交付金のこういう状況の在り方が正しいというのは変ですけれども、どのようなものかというのを聞いて、またメニューのほうをちょっと考えていきたいと考えております。現状、今まちづくり協議会さん、17ありますけれども、一応毎年このような見込みで大体予算立てをしているので、そこら辺も各協議会の会長さんとかにもお話を聞かないといけないのかなというところは考えております。以上です。

上村 正朗

よろしく申し上げます。

川村 敏晴

同じところなのですけれども、さっきちょっとまちづくり推進で予算のところでは3地区というふうに私聞いてしまったので、今副分科会長が言った交付金については5地区分というふうなことなのだと思うのですけれども、ここ、何を聞きたいかという、地域おこし協力隊のサポート業務委託料が149万9,300円上がっているのですが、私のイメージだと、まだ四、五人、3年満期途中の方がいらっしゃるというふうに思い込んでいたのですが、経費にはちょっと少ないなと思ってお聞きするのですけれども、現状今、市内に地域おこし協力隊として活動なさっている方は何名いらっしゃいますか。

市民 課長

地域おこし協力隊につきましては現在3名です。

川村 敏晴

そうすると、その地域おこし協力隊に対する賃金といたしますか、そこはどこに載っていますか。

市民 課長

こちらのほうは、会計年度任用職員というふうな扱いになりますので、そちらのほうに含まれております。

川村 敏晴

そうすると、今この82ページにある地域おこし協力隊サポート業務委託料149万9,000円という業務内容を教えてください。

自治振興室長

これは、地域おこし協力隊の募集に関する関係のサポートの業務委託料です。今募集してもなかなか見つかりませんので、そこら辺を委託しているところでございます。

川村 敏晴

これ、どこに委託するのですか。

自治振興室長

NPOの都岐沙羅さんでございます。

川村 敏晴

分かりました。ありがとうございます。

渡辺 昌

80ページ下の交流・定住促進事業経費の中の空き家バンク移住応援補助金、これ6年度の当初予算ですと200万の予算ついていて、実際執行されたのがこの1件の47万9,000円だけなのですけれども、先ほどの市民課長の話だと、3件空き家バンクで空き家を購入された方いらっしゃるというのですけれども、ほかの2件の方は空き家

を購入して、そのまま住んでいるということですよ。

自治振興室長 渡辺 昌 おっしゃるとおりでございます。1件の方だけ改修費を補助したというところですよ。今年度の、7年度の当初予算調べてこなかったのですけれども、5年度あたりに何件かあったので、この200万の当初予算ついていると思うのですけれども、当初予算と実際の結果、大分差があるのですけれども、その辺のところはどういうふうに考えていますでしょうか。

自治振興室長 令和4年と5年にそれぞれ申請件数が4件ありまして、それぞれ4年度であれば500万程度で、5年度であれば880万ぐらいの対象経費なので、その3分の1とか、世帯によって、3世帯であれば3分の2補助、2世帯であれば2分の1、単身であれば3分の1の補助になるので、そこら辺でちょっと、実際4年度であれば216万4,000円の補助をしていますし、5年度であれば174万5,000円の補助をしています。また、空き家によっては、本当に住める状態の部分については、それでいいのかなというところありますし、やっぱり自分で買ったとしても、単身であれば3分の2、自分で出さなければいけないので、そこで年度によっては上下してしまうというところがあるので、そういったところです。

渡辺 昌 先ほど市民課長がちょっと最後、言葉濁したというか、途中でやめたのですけれども、制度できたときは、この空き家バンクというのは市内の方は購入できないという説明だったと思うのです。ただ、今空き家バンクに登録されていても市民の方が仮に購入したいとなると、多分今購入できる制度になっていると思うのですけれども、手続上はどんな感じで進むのですか。

自治振興室長 これ、令和2年度から市内の方も購入できるというところなのですが、初めに登録してから、まず3か月間は市外の方に開放するというか。3か月後、誰も例えば交渉しなければ、3か月後からは市内の方も交渉していいですよという形のものになっております。

市民 課長 すみません、先ほどちょっと私の説明が悪くて誤解を招くような点、申し訳ないと思っているのですが、先ほどお話しした3件、6人の方というのが、これが市外からの転入の方であります。市内の方の関係につきまして、転居の方につきましては3件、7名の方、こちらのほうが御利用されていますので、すみませんが、追加してお答えさせていただきます。

渡辺 昌 それで、実際市外の方が購入されたのが3件だったのですけれども、空き家を見たいということで実際現地に足運んだ方であるとか、問合せ件数というのはどのくらいあるのでしょうか。

自治振興室主査 購入いただいている方につきましては、必ず現地見学をいただいておりますので、購入した方は皆さん見ていただいております。問合せの件数については、申し訳ありませんが、把握しておりません。

渡辺 昌 購入に至らないまでも現地に来て空き家を見た方というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

自治振興室主査 申し訳ございません。そちらについても把握してございません。同一物件でも何人の方が御覧になるというケースもございますし、その辺り、詳細な数字についてちょっと押さえてございません。

渡辺 昌 かなり貴重な資料になると思うので、その辺とかも把握しておいてください。それと、88ページの一番上なのでも、戸籍住民基本台帳経費なのでも、88ページのポチ点の3番目、コンビニ交付委託手数料、市民課では住民票のコンビ

鈴木分科会長 ニ交付が多いと思うのですけれども、件数、どのくらいか分かりますでしょうか。先ほど来もいろいろと数字的なもの、幾ら、どうだかということでありまして、決算等々の委員会でございますので、その点も踏まえて、ひとつよろしく願いいたします。

市民 課長 大変申し訳ありません。それでは、令和6年度の実績でございますが、住民票の写しにつきましては4,772件、そのほかもありますので、ちょっと報告させていただきます。印鑑登録証明書につきましては3,693件、戸籍証明書につきましては1,246件、そして最後に戸籍の付票になりますが、こちらが150件、合わせて9,861件となります。

渡辺 昌 それで、また細かいこと聞くのですけれども、窓口交付との割合でいうと、大ざっぱでいいのですけれども、コンビニ交付と窓口交付で比較すると、どのくらいの割合になるか。数字細かくなくてもいいので、ざっとでいいので、教えてください。

市民年金室長 住民票ですと、コンビニ交付の利用率が40.08%、戸籍の付票につきましては21.61%、印鑑証明につきましては40.25%、戸籍については24.58%、コンビニのほうを利用いただいています。

渡辺 昌 コンビニ交付の導入によって、窓口業務は業務が負担軽減されていると理解しているのですか、それとも別な業務が増えてそんなに変わりはありませんという感じなのか、率直なところを教えてください。

市民年金室長 証明書の交付につきましては、コンビニ交付利用いただいている方増えているのですけれども、実際窓口にいらっしゃる方は戸籍の届出とか、マイナンバーの手続きとかありますので、証明書に関しては減っているなという、交付に関しては減っているなという印象を受けていますけれども、窓口自体はちょっとまだいろんな手続きがありますのでというところです。

鈴木分科会長 76ページの交通安全対策一般経費の中で、78ページになりますか、高齢者運転免許証自主返納奨励金、その辺りの絡みなのですが、今年度というか、今、昨年度ですか、6年度のあたりで返納される方の数、まず第1番にそれを教えていただければと思います。

市民 課長 それでは、令和6年度の免許証の自主返納なのですが、全部で328人の方、返納されております。

鈴木分科会長 その内訳というところとあれですが、高齢者であるのでだと思いますが、その辺りも含めて年齢等々分かりますでしょうか。その辺りどうでしょうか、年齢というのは。

市民 課長 すみません。高齢者ということで年齢までの分布はこちらのほうで押さえてはいないのですが、各地区ごとの人数であれば押さえていますので、ちょっと報告させていただきたいと思います。村上地域にお住まいの方が163人の方、荒川地域にお住まいの方、45人の方、神林地域にお住まいの方、同じく45人の方、朝日地域にお住まいの方、43人の方、そして山北地域にお住まいの方で32人の方であります。

鈴木分科会長 その背景と申し上げましても、また返納された後の足の確保というか、これ、また全体的な市の中で、乗合タクシー等々、また交通機関も考えていかなければならないことだろうと思っておりますし、広域でありますので、やっぱり足の確保が一番だと思っておりますし、その辺りも含めまして、全体の考え方の中で返納はされたのだけれども、その後のフォローというか、そういったことも考えていただきながら政策に取り組んでいただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。政策監、いかがでしょうか。

- 政 策 監 免許の自主返納された後の足の確保が大事ということは、私も当然承知をしております。免許の返納後、やはり地域の公共交通機関を使っただけのようにしっかりと公共交通を整えていく、乗合タクシーも今導入を広げているところでもありますけれども、そういったところも、より利便性を高めていく、そういった方向で政策進めていければと思っております。
- 鈴木分科会長 その点も踏まえてよろしくお願いいたします。88ページの先ほどもマイナンバーカードの交付云々ということでお話があったのですが、実績というか、現況をお知らせいただければと思っております、お願いいたします。
- 市民 課長 村上市の状況であります、令和6年度末、令和7年3月末の時点でマイナンバーカード保有率が80.6%になってございます。
- 鈴木分科会長 引き続き、100%に近いような格好で交付ができればいいのかなと思っておりますし、何かとやはりつなぎというか、今免許証も含めた形の中でこれから新たな展開をしながらやっていかなければならないと思っております。私もあれから10年で、今度また切替えというか、更新の時期に参りまして、先般、市民課訪れさせていただいて、写真を撮っていただきながら、また申請をさせていただいたのですが、その更新の時期も大体そろっと10月、10年くらいになる人たちもおられると思いますので、そのアフターフォローというか、そこら辺りはいかがでしょうか。
- 市民 課長 10年でマイナンバーカードの更新がカードのもう作り替えというふうになりますので、こちらのほうに来ていただいた方については写真をお撮りしたりというのは、今までも続けていましたし、今後も続けていきたいと考えております。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

- 長谷川 孝 128ページの環境衛生のほうの伐採業務委託というのがありますよね。委託料、これ墓地の伐採だということ。ほとんどこれ、岩船ですよ、やったの。
- 環境 課長 令和6年度につきましては、山北の府屋墓地と、あと岩船の新田町の墓地、こちらの2か所の業務になっております。
- 長谷川 孝 毎年お盆前になると、きれいに草刈りとかもしてくれるというのも全部含めてこの金額なのですか。
- 生活環境室長 草刈りは草刈りでまた別費目で、施設維持保全の委託ということで、この伐採は本当に松の伐採だけです。
- 長谷川 孝 そうすると、年間のやつですよ、そのときばかりではなくて。それで、岩船の草刈りとかというのは、金額的にお盆前というのは、あれ幾らぐらいかかっていますか。
- 環境 課長 令和6年度になりますと、16万4,880円でございます。機械の除草業務ということで委託してございます。
- 長谷川 孝 それと松の枝切りとかを合わせると、そこそこの金額になるのですが、今は行革か何かで岩船の墓地の整備とかというのは進んでいるのでしょうか。
- 生活環境室長 公共施設マネジメントプログラムにおいて、岩船の墓地についても羽黒町墓地みた

いに無縁仏がいっぱいあるような状態であれば整理していこうということで、我々もお盆の時期とか、お彼岸の時期とか歩いてみて、手入れのされていないとか、花の上がっていない墓地がどのぐらいあるのだろうということで何年か見させていただいております。ただ、岩船は非常に皆さん、ちっちゃい本当の石だけのようなどころでもお花がきちんと添えられていたりして管理が行き届いておりますので、どこまで整理しなければいけないかというところはもうちょっと見定めていきたいなというふうには思っているところです。

長谷川 孝 私は市民の義務として、お盆前の草刈りとか、それから松がちょっとお墓に引っかかりそうだとすれば、すぐ切ってくれるというのの費用とかという部分は、やっぱりあそこに墓地がある市民が何かきちんと払うべきなのではないかなというふうに思うのだけれども、そういう形には、私らが生きている頃にはまだならないという理解でいいですか。

生活環境室長 なかなか松も大木になってきておりますし、なかなか高いところということもありますので、なかなか市民の方、御自分で切るとするのは難しいなというふうなところも感じております。ただ、今大分枯れ松も増えてきてまして、定期的にやはり我々のほうで伐採しないと危険も伴いますので、お墓の管理、あとはそこをまだ歩く方も当然いらっしゃいますので、そういう方の安全管理というふうな面からも我々がしっかり責任を持ってやりたいなというふうに感じております。

長谷川 孝 お願いします。

川村 敏晴 134ページになりますか。旧ごみ処理場の鉛の混じった処分が終わった後の更地にした後の活用方法なんかはもう想定されていますか。

環境 課長 現時点では、まだ決まったものはございません。

川村 敏晴 限定された場所でもあるのだけれども、それなりの広さはあって、駐車場にするにしてはちょっと広過ぎるのかなと思ったりいろいろしているのですけれども、土日になると、時期的には個人の廃棄の搬入が増えたり、結構出入りに混んでいる道路からのああいう状況をちょっと見たこともあるのだけれども、その辺を含めて、業者だけでなく個人の搬入等についてもそれなりに運行しやすいような、ちょっと俺、狭いような気がしているのです、あそこの焼却場に入っていく道路が、行ったり来たりするところが、冬になると雪も入ると。なので、もうちょっと余裕を持っていいのではないのかなとは思ったりもしているのですが、この辺、副市長、どんな思いですか。

副 市 長 旧ごみ処理場の跡地の利用について、今課長答弁申し上げましたとおり、まだ具体的な利活用の方法は定まっていません。今3番委員からも御提案あったように個人の搬入について、もう少し入りやすいようにというふうなもの一つ御意見だと思いますので、それらも含めてどうあるべきなのかを市として検討していきたいというふうに考えております。貴重な意見ありがとうございます。

鈴木分科会長 そうしましたら、私は132ページであります。不法投棄対策経費というところからです。毎年不法投棄等々でお話があって、その後の点検なり、パトロール等を含めまして行っていただいております。今の現況と今後のやはりその辺りを絡めた形の中で、問題点とか課題があればお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

環境 課長 不法投棄につきましては、毎年度課題が多いというところで認識してございます。不法投棄しないように、私どもといたしましては、やはりパトロールの強化という

ところでさせていただいております。昨年度ですと、毎月1回は必ずパトロールに行くというところまでございました。行く場所といたしましては、やはり不法投棄があった場所で、あと苦情が発生した場所、そういったところを重点的に行かせていただいております。あと、支所のほうとも連携しながらパトロールのほうを実施させていただいておりますが、やはり根絶するといひましようか、解消するといふところまではまだ至っていないというところでございます。引き続き、このパトロールを継続して監視を強化していきたいと考えてございます。

鈴木分科会長 今日もお昼のニュース等々で、県でもですけれども、ヘリコプター等々を使いながら、航空からそれこそ監視、パトロールというような形になっておりましたし、民間を問わず情報も収集させていただきながら即対応していただくような格好で取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。同じページなのですが、132ページなのですが、ごみ清掃対策等々のことの中なのですが、今年度のさきの一般質問等々でもごみ収集の在り方とか、そういったことの中でその話題が出ておりますのですが、今までの業者の方々とも時折その辺り、現場の確認といふか、現場の今の実情も踏まえて、危険物等の収集に当たっての委託料等も考えていただきながら、これから研修もということで、私ども議員間でもそういうお話をさせていただいておるのですが、その点も踏まえて、これからその収集に当たっての委託金等々、委託に関しても、中身も含めた形の中で改善も必要ではないかなと思っておるのですが、その点はいかがでしょう。

生活環境室長 今般の一般質問でも答弁ございましたとおり、ごみ収集業者のほうとは先般いろいろな形で打合せをさせていただく中で、リチウムイオン蓄電池等についての収集の在り方について検討してもらったところでございます。その結果、答弁でも申し上げたとおり、令和8年の4月から燃やさないごみから有害ごみへ変更することによって、収集運搬のパッカー車から平ボディの車に替わるということで、火災の発生リスクを減らしていこうというふうなことで収集業者とも話をしているところです。ただ、どうしてもやっぱり混在という可能性がないこともないので、車の保険料などを収集運搬委託料で見ると必要があるかとか、その辺、あとは代車費用を見る必要があるかとか、そういうところはこれからまだ期間がありますので、時を捉えながら事業者と話を進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

鈴木分科会長 国内、県内、ほかの中でやはり委託をされていてという形の中で今進めておるのですが、直営であればこういう形だとか、委託であればこういう形でやっているということも、全国的なものも含めて、その辺りの数値も含めてこれから検討していただきながら、この地域ならではのどうか、この地域であればこそそのような中で、その見積り等々、そういうのも業者の方と常日頃情報交換をしながら、適正な運びをしていただきたいと思いますので、環境課長、その点も含めていかがでしょう。

環境 課長 ただいまの御意見、ありがとうございました。収集業者とは、一般質問のほうでも話させていただきましたが、定期的に意見交換はさせていただいております。通常は年二、三回させていただいております。つい先月、8月にもやらせていただいておりますし、今後もこういったお話を、協議をしていきたいと考えております。

鈴木分科会長 よろしく願いいたします。

渡辺 昌 130ページの火葬場運営経費の関係なのですが、本当は今後のスケジュール聞きたいのですが、これ決算審査なので、6年度段階ではどこまで建て替え計

画が進んだのか、決まったのか教えてください。

生活環境室長 6年度段階で申し上げますと、基本構想ができて、新しい火葬場の位置については今の村上火葬場の無相院の周辺というのですか、あの辺りだよというところまでは決まっております。今年度、7年度の予算で基本計画のほうの策定委託は計上させていただきましたので、今それを進めているというところでございます。今年度中には基本計画は、市民説明会までいけるかどうかというところも含めまして今検討段階ですので、策定中というところでございます。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（鈴木一之君）散会を宣する。

(午後 3時00分)